

別表七（一）付表一の記載の仕方

- この明細書は、法人が法第57条第2項から第4項まで《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》又は第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額1」は、当該事業年度が法第57条第6項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度である場合には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）を記載します。なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、法第57条第9項又は第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額及び当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額は、記載しないでください。
- 「被合併法人等の未処理欠損金額2」は、法第57条第2項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあっては、連結事業年度終了の日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限ります。）である場合又は同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了の日に残余財産が確定した連結子法人に限ります。）である場合には、これらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。なお、次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないでください。
 - 令第112条第20項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する欠損金額
 - 令第112条第22項に規定する被合併法人である他の連結法人が法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、令第112条第22項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日である場合又は同条第23項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が法第61条の11第1項各号《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》若しくは第61条の12第1項各号《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に掲げるもの以外のものである場合における当該他の連結法人又はこれらの他の内国法人の法第57条第2項に規定する未処理欠損金額又は法第58条第2項に規定する未処理災害損失欠損金額
 - 当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額
- 当該法人との間に法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額3」の欄中「(2)」とあるのは、「(2)を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載します。
- 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若

- しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載します。ただし、法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載する必要はありません。
- 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第5項第1号（同条第11項において準用する場合を含みます。）又は平成29年改正前の令第112条第5項第1号《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》（同条第11項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額9」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額10」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
 - 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額8」の各欄の内書には、令第112条第5項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の各事業年度ごとに別表七（一）付表二「13」の金額を合計した金額を記載します。この場合において、
 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額6及び(8)－(12)」
 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12の各欄は、その内書きした金額を(8)と(11)のうち少ない金額」
 「8」の金額から控除して計算します。
 - 「特定資産譲渡等損失額11」は、令第112条第7項（(9)－(10)又は(別表七（一）付表二「5」）」（同条第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には「((9)－(10)又は)」を消し、その他の場合には「又は(別表七（一）付表二「5」)」を消します。
 - 令第112条第5項（同条第11項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第5項に規定する対象事業年度に限ります。）に法第80条第5項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第1項若しくは第2項に規定する欠損事業年度（以下「災害欠損事業年度」といいます。）がある場合の記載は、次によります。
 「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以6（当該災害欠損事業外の部分からなる欠損金額(8)－(12)」
 業年度に係る部分に限ります。）は、当該災害欠損事業年度において生じた欠損金額のうち法第80条第5項において準用する同条第1項又は法第144条の13第11項において準用する同条第1項若しくは第2項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「8」の金額から控除して計算します。
 「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額12（当該災害欠損事業年度に係る(8)と(11)のうち少ない金額）」
 部分に限ります。）は、当該災害欠損事業年度の別表七（一）「15の③」の金額を「8」の金額から控除して計算します。
 - 法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七（一）（これらの事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。